

事務局資料

2021年6月2日
経済産業省貿易経済協力局

本研究会で御議論いただきたい論点の全体像（第1回資料より再掲）

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A等を通じて現地に貢献する方向に変容、事業の海外移転も増加。
- このような状況において、日本企業の海外及び国内の事業活動に対する税制について、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保する必要があるのではないか。
- また、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務な中、米国など諸外国で経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討する必要があるのではないか。
- 具体的には、OECDを中心とした議論や米国税制改革（2017年）など海外主要国における税制改正の経緯や動向を踏まえた上で、例えば、以下の事項を議論してはどうか。

本日御議論いただきたい事項（議題②）

- － 日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方
全世界ミニマム課税（第2の柱）が導入された場合の現行CFC税制との関係、事業の立地先に関して税制の中立化を実現した米国税制改革の評価などを踏まえた我が国税制のあり方
- － 国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について
デジタル企業等に関する市場国への税源配分（第1の柱）に関する国際的議論や諸外国における導入事例を踏まえたデジタルサービス税（DST）の評価を含む

本日御議論いただきたい事項（議題①）

- － その他米国の議論等を踏まえ、短期的・中期的な国際関連税制のあり方 など

本研究会で目指したい方向性（研究会設置趣旨より）

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A等を通じて現地に貢献する方向に変容、事業の海外移転も増加。このような状況において、日本企業の海外及び国内事業活動に対する税制についても、外国企業との公正な競争条件を確保する必要。
- 一方、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務。事業の立地先に関して税制の中立化を実現した米国税制改革など、諸外国で経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討するため、研究会を設置。



本日（第4回）は、

- 議題①として、中長期的な国際課税のあり方について、米国で議論された仕向地主義キャッシュフロー税（DBCFT）といった動向も踏まえつつ、【P.3,4】の各論点について、
- 議題②として、日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方について、第2回研究会での議論も踏まえて、【P.5～7】の各論点について、それぞれ御議論いただきたい。

【議題①】議論の背景となる問題意識

- 現在の国際課税ルールは、「PEなければ課税なし」との考え方の下、（PEがある場合には）価値創造地で課税するとの原則（価値創造原則）に基づき、事業者によって創造された価値について、本社や各国PEの間の価値の配分について、帰属主義（AOA）、独立企業原則等を基礎としている。近年、経済のグローバル化やデジタル化が進展し、類似した取引が見つかりにくい無形資産に関する独立企業原則の適用の困難さに加え、多国籍企業による各国税制の違いを背景とした国際的な租税回避が問題視されるようになってきており、OECDにおけるBEPSプロジェクト（2012～）の各行動計画を踏まえ、PE認定や独立企業原則などに係る一連の改正（参考P.11～16）が実施され、また、経済のデジタル化に対しては2つの柱に基づく国際的な議論が進展しているところ。
- 一方、現行の各国法人税が一般にPE帰属主義・独立企業原則という考え方に基づいている限り、各国税制の違いによる活動拠点等の移転による租税回避を完全に解決することは難しいのではないかと、また、国際的な租税回避防止策を整備すればするほど管理費用やコンプライアンスコストが大きくなるのではないかと、といった指摘もあるところ。
- こうした国際課税の課題に対して、より抜本的な解決策として、（一か国ではなく）国際的な課税ルールについて価値創造原則に基づく現行の法人税から、仕向地主義、すなわち、国境税調整（輸出免税、輸入課税）によって消費地で価値に課税する税制へと移行することが望ましいのではないかと、また、可動性の小さい消費に着目する仕向地主義への移行によって国際課税を巡る上記の課題が根本的に解決されるのではないかと、といった理論的な考え方も存在するところ。
仕向地主義の法人税の一つとして、米国では、連邦及び州レベルで付加価値税がないことを背景に米国企業と他国企業との競争環境を公平にする観点などから、近年仕向地主義キャッシュフロー税（DBCFT：Destination Based Cash Flow Tax）が議論されたことも一つの参考となる。
- このような考え方も踏まえて、中長期的に望ましい国際課税ルールのあり方について、次頁の各論点について御議論頂きたい。

【議題①】御議論いただきたい論点案

- 今後も経済のグローバル化・デジタル化の進展が見込まれる中で、無形資産などに関する独立企業原則を巡る難しい対応などが続くことが予想される。このような中、中長期的には、国際課税のあり方として、PE帰属主義・独立企業原則以外の選択肢として、どのような仕組みが存在するか。
 - － 現行の国際課税に関して、経済のデジタル化に伴い無形資産が価値の源泉になっていくなど経済環境の変化への対応が難しいと考えられる課題として、具体的にどのようなものがあるか。また、近年の租税回避防止策の整備に伴い、それらの対応に係る管理費用やコンプライアンスコストの状況に変化が生じているか。
 - － 仕向地主義の法人税の一つとして、米国で議論されたDBCFTについて、ビジネス実態や実務対応の可能性も踏まえて、どのようなメリット・デメリットが考えられるか。
例えば、上記課題との関係で評価できる点として、仕向地課税であるため、活動拠点や無形資産等の移転や移転価格操作による租税回避が行われないこと、したがって現行の移転価格税制やCFC税制などで対処している問題の解消に繋がり、それにかかる管理費用やコンプライアンスコストの軽減に資すること、といったことが評価できるか。
こうした点に加えて、キャッシュフローベースであるため、投資や資金調達に関して中立的であるといった点についてどのように評価できるか。
 - － 現在、OECDで議論されているAmount Aについて、売上等に応じて市場国に利益を定式配分する方法が検討されている。こうしたAmount Aの仕組みの導入は、仕向地主義の法人税に近づいていく動きと評価することができるのか。
 - － 仕向地主義に関連して、納税者にとってPEのない市場国への納税をどのようにするのか、また、当局にとって自国にPEのない外国法人の課税所得等をどのように捕捉して執行するのか、といった納税・執行に関してどのような点に留意していくべきか。

【議題②】御議論いただきたい論点案 1

● Pillar 2（IIR：所得合算ルール）と既存CFC税制との関係について、どのように考えることができるか。 ※IIR：Income Inclusion Rule

OECDの議論が進んでいく中で、Pillar2（IIR：所得合算ルール）について、国際合意後に国内法化を検討する場合に、Pillar 2とCFC税制との関係についてどのように考えていくべきか。以下の論点について御議論頂きたい。

- Pillar 2とCFC税制はなぜ併存をし得ると考えられるか。政策目的は、それぞれ「Pillar 2は税の底辺への競争防止」「CFC税制は外国子会社を利用した租税回避防止」と異なるという考え方もあるが、両目的の重複関係の可能性も踏まえつつ、それぞれの政策目的を改めて整理・明確化をしていくべきではないか。
- 両制度の対象範囲やその重複関係を考える観点から、Pillar 2におけるカーブアウト（適用除外※）の趣旨や水準を踏まえて検討していく必要があるか。
※Blueprintにおいては、所在地国における能動的な事業活動から生じる固定リターンを除外する観点から、給与及び有形資産の一定割合に基づく定式的なカーブアウト（適用除外）を検討。
- そもそもCFC税制で捉えようとしている「租税回避」とは、具体的にどのような行為であると考えることが適当か。例えば、日本でも（効率性を度外視すれば）実施可能な事業（特に、経済活動基準を満たさない非製造業。例えば、商品開発やマーケティングを伴う知財提供等。）を外国で行うことは租税回避であると考えるべきか。
- 併存を検討する場合には、CFC税制の対象となる受動的所得については約30%で課税し、CFC税制の対象とならない能動的所得についてはミニマム税率で課税することとなり、我が国が合算課税することによる税負担には大きな差が生じるが、この相違はどのような考え方・哲学に基づくと考えることができるか。
- 上記を踏まえて、併存の是非やあり方についてどのように考えるべきか。

【議題②】御議論いただきたい論点案 2

● Pillar 2（IIR：所得合算ルール）と既存CFC税制との関係について、どのように考えることができるか。 ※IIR：Income Inclusion Rule

- 併存を検討する場合の具体的論点として、第2回研究会での指摘も踏まえて、例えば、下記2つが考えられるところ。これらの考え方に沿うと具体的にどのような部分を手当すべきと考えられるか。また、これら以外に、他にどのような考え方や論点があるか。
 - 役割分担：両制度間において、制度趣旨及び実際の課税対象において重複がないことを前提とし、どのような役割分担が考えられ、その得失はどのようなものか。また、最低税率の水準次第では、CFC税制の適用免除基準（20%）に近づいてくる可能性もあるが、その場合には、両制度の重複部分も大きくなることが想定されるが、この場合に、併存についてどのように考えることができるか。
 - 事務負担軽減：Pillar 2とCFC税制が併存する場合、ダブルスタンダード（両制度で異なる基準に基づいて、実効税率や税額計算などの実務対応をすること）での事務負担（単なる作業コストのみならず法令解釈が当局と異なるリスク）が重いとの指摘があるが、事務負担を軽減するために、どのような検討・工夫が考えられるか。

※より具体的に考えるにあたっては、現行のCFC税制の企業実務における具体的な作業フローと、想定されるPillar2の企業実務における作業フローを洗い出し、対照する事で、具体的に手当をすべき部分を特定していくべきではないか。

【議題②】御議論いただきたい論点案 3

● Pillar 2（UTPR：軽課税支払いルール）や米国BEAT税制について、どのように考えることができるか。 ※UTPR：Undertaxed Payment Rule ※BEAT：Base Erosion Anti-Abuse Tax

- 我が国では既に過小資本税制や過大支払利子税制が導入されているところであるが、我が国でも一定の外資系法人等から外国親会社等への支払の損金算入を否認する米国BEATを導入することによるメリット、デメリットとしてどのようなものが考えられるか。
- また、米国では、現時点で、BEATをSHIELDにおきかえ、ミニマム課税導入国か否かで損金算入の許容性を判断する枠組みも検討されているが、我が国において、所得合算ルール（IIR）と同時に軽課税支払いルール（UTPR）又はSHIELDを導入することをどのように考えるか。
※SHIELD：Stopping Harmful Inversions and Ending Low-Tax Developments

● 今後の税務管理体制のあり方について、どのように考えることができるか。

- Pillar 2 が導入される事で、グローバルかつグループ単位で、さらに会計に基づいた税務管理が重要となる事が想定される。このような中、納税者及び税務当局に双方にとって効率的な税務管理体制のあり方として、どのような点が重要か。

(参考) 第2回研究会における御指摘事項①

(第2の柱について、国際合意後に国内法化を検討する場合に、どのような点に留意が必要か。)

- Pillar 2の中でも、アジア等の優遇税制を活用した地産地消型のビジネスやE S G関連の投資についてまで対象とすべきなのかというところは、もう一度再検討、検証していく必要があるのではないかと。また、日本だけが先に導入されてしまい、こうした優遇制度を日本企業だけが使えないとなると、Pillar 2をまだ導入していない国の企業との比較において競争力が低下してしまうので、タイミングについても考えていく必要があるのではないかと。
- 導入時期を含めて主要国と足並みをあわせて検討を行っていくことが必要なのではないかと。なお、令和4年度税制改正での導入は時期尚早と理解。日本企業の外国子会社が出先の国で適用を受けている税制優遇があるということを考えると、激変緩和のための経過措置などを検討していくことが必要ではないかと。
- I F R Sは基本的には時価会計が色濃い基準になっているので、いわゆるノンキャッシュな部分での評価益が課税される範疇に入ってくると、担税力という点や、基準の違いによる公平性、予見可能性の観点から分析する必要がある。
- 日本の会計基準はI F R S等と比べてのれんや年金資産の取扱いについて相当異なる取扱いがされているので、特にのれん等は相当多額の金額的インパクトが生じるので、日本基準とI F R S等との差異を調整しないということになると何がしか大きな問題、特に日本企業について問題が生じる可能性もあると思うので、その辺についての検討はすべきなのではないかと。
- 4つの簡素化オプションは、それぞれ論理的には相互に排斥するものではないと思うので、全部まとめて入れてもいいのではないかと。
- できるだけ実務負担を減らしていくという観点から、C b C Rの情報などもI I R (所得合算ルール) の設計によく利用するとか、租税負担割合を計算するに当たっては同じく租税負担割合を計算しているC F C税制の仕組みなども使いながら、できるだけ簡略なものにしていく必要があるのではないかと。
- 我が国の国益の観点から考えると、外資系企業による課税ベースの侵食の問題というのは重要であり、米国のB E A TのようないわゆるU T P R (軽課税支払いルール) を日本でも整備しておく必要があるのではないかと。
- もし日本版B E A Tのようなものを入れるとすると、租税特別措置法第66条の5の2の規定との関係をどうするのかといった議論があるのではないかと。

(米国税制改革について、どのように評価できるか。)

- 米国では、米国法人の超過利益に対する税負担について、世界中どこでやっても同じにするという観点があり、この視点は我が国の税制改正にとっても参考になるのではないかと。こうした観点からも、Pillar 2を考える際には、我が国においても国内における投資、あるいは生産、雇用や無形資産の集積という観点から特段の措置が必要となってくるのではないかと。米国税制改正の政策効果もよく検証しながら日本の税制も考えていくことが必要ではないかと。

(参考) 第2回研究会における御指摘事項②

(第2の柱と既存のC F C税制との関係について、どのように考えることができるか。)

- C F C税制は企業の側から租税回避の意図を持ってしているものが対象であって、逆に、企業側にとって租税回避の意図がないものについては、C F C税制の対象にすべきではないという基本的概念を持つことが大事なのではないか。今の日本のC F C税制の中には、経済活動基準を満たしている英国においても、税率が20%未満であれば、たとえ経済活動基準を満たすような租税回避の意図がないものについても、受動的所得は課税される。また、租税回避の意図がないExit案件での債務免除益や通常ビジネスから生じる能動的所得に対応するデリバティブについても、受動的所得という形で射程に入ってくるので、Pillar 2が入ってくることによって、本来租税回避の意図がないものについては、対象外とする形にして、一方で、Pillar 2の中でこれを取り込んでいくといったことを検討していくのもいいのではないか。
- グローバルミニмумタックスを入れるのであれば、これはRace to the bottomの是正が政策目的になると考えられるので、C F C税制の方は租税回避防止として純化をさせるべきではないか。今の日本のC F C税制は、租税回避防止のためとは言われているものの諸外国に比べても強力な制度が入っているという理解なので、ミニмумタックスを入れる場合には、現行のC F C税制で不合理な結果が生じているところ、例えば海外で企業が株式譲渡等をして、それが現地で資本参加免税やその他の軽減措置によって一時的に実効税率が低下した場合でもC F C税制でキャプチャーされるということになっているが、こうした部分はミニмумタックスで対処すれば十分なので、C F C税制を重ねて適用する必要はないのではないか。
- 企業の負担軽減の観点からも、ミニмумタックスを導入する場合にはC F C税制は大幅に簡素化をすべきではないか。
- 二重課税リスクの排除・防止の観点から、「青写真」における整理、すなわちC F C合算税額がI I Rの実効税率計算上、分子に加算されることが維持されるかどうかを肝と認識している。また、I I Rを導入するのであれば、わが国C F C税制を抜本的に簡素化すべき。平成29年度税制改正等を踏まえた昨年の申告を踏まえて新たに見えてきた課題もあるので、引き続き議論させていただきたい。また、外国子会社配当益金不算入制度や外国税額控除制度の拡充の論点もありうる。
- 日本のC F C税制はよく機能しており、米国のSub-F税制とは状況が違うという指摘からしても、Pillar 2を入れるのであれば、日本のC F C税制の方は簡素化をしていくことが必要ではないか。簡素化の方法としては、二重課税を排除すること、実務負担を軽減すること、この2つの観点からよく検討していただきたい。
- C F C税制を租税回避防止として純化していく中で、米国Sub-F税制のようなインカムアプローチに突き進んでしまうと複雑な制度になっていかないかという懸念があり、バランスを取った対応が必要になるのではないか。
- そもそもPillar 2とC F C税制を併存させるかといったところについては、日系企業と外資系の多国籍企業では置かれている立場や税に対する姿勢も全く異なっているので、そうした観点から導入の是非も含めて冷静に判断すべきではないか。現行C F C税制の中でPillar 2の趣旨を取り込むことができないのかといったことを検討していった先に、併存させるかどうかという話をすべきではないか。
- C F C税制の歴史は大変古く、デジタル化が加速する前の事業環境やビジネスモデルをベースに作られている部分が多々あると思う。徐々に改正されてきて今に至っているが、第2の柱導入にあわせて簡素化することとあわせて、今後のデジタル化が加速する中で、こういった政策がよいのかということも見直しをしていく必要があるのではないか。

参考資料 1

(議論①の関係)

1-1. AOAに基づく帰属主義への見直し（平成26年度税制改正）

- 平成26年の税制改正において、外国法人に対する課税原則について、従来のいわゆる（PEがあれば当該PEに帰属するか否かを問わず当該外国法人の国内源泉所得に課税する）「総合主義」を改め、AOA（Authorised OECD Approach）に基づき「帰属主義」に則した国内法の規定に改正された。具体的には、国内源所得の1つとしてPE帰属所得が設けられた。

【外国法人に対する課税関係の概要】（改正後）								
区 分 所得の種類		外国法人			内国法人（参考）			
		PEを有する外国法人		PEを有しない外国法人	源泉徴収	源泉徴収		
		PEに帰属する所得	PEに帰属しない所得					
国内源泉所得	(事業所得)		① PEに帰せられるべき所得			無	無	【法人税】
	②国内にある資産の運用・保有 （下記7）～14に該当するものを除く。）					無	無	
	③国内にある資産の譲渡 （右のものに限る。）	国内にある不動産の譲渡				無 （注1）	無	
		国内にある不動産の上に存する権利等の譲渡						
		国内にある山林の伐採又は譲渡						
		買集めした内国法人株式の譲渡						
		事業譲渡類似株式の譲渡						
	国内のゴルフ場の所有・経営に係る法人の株式の譲渡 等	不動産関連法人株式の譲渡				無	無	
	④人的役務の提供事業の対価					20%	無	
	⑤国内不動産の賃貸料等					20%	無	
	⑥その他の国内源泉所得					無	無	
	(7)債券利子等			【法人税】		15%	15%	
	(8)配 当 等					20%	20%	
	(9)貸付金利子					20%	無	
	10使用料等					20%	無	
	11事業の広告宣伝のための賞金				【源泉徴収のみ】	20%	無	
12生命保険契約に基づく年金等				20%	無			
13定期積金の給付補填金等				15%	15%			
14匿名組合契約等に基づく利益の分配				20%	20%			
国内源泉所得以外の所得			課税対象外		無			

1-2. BEPS行動7：PE認定の人為的回避防止（2015年10月）

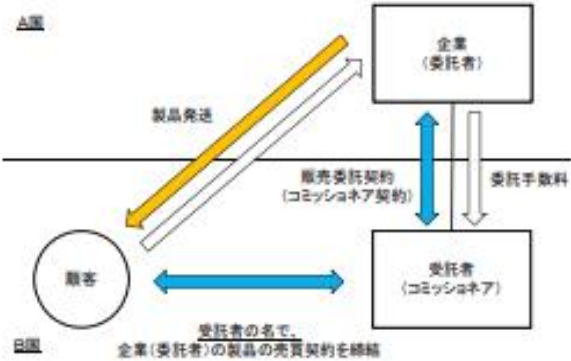
- 進出先国で、PE認定されない活動（例.商品の保管・引渡し等）のみを行う等によるPE認定の人為的回避に対処するため、BEPS行動7においてOECDモデル条約のPEの定義の修正を勧告。

背景及び行動計画の概要

- **恒久的施設(PE)**とは、事業を行う一定の場所(支店等)をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」)
- 進出先国で、代理人PEの要件に該当しない販売委託契約(コミッションエア契約)の締結や、PE認定されない活動のみを行うこと等によるPE認定の人為的回避に対処するため、OECDモデル条約のPEの定義の修正を勧告。

【例①：販売委託契約(コミッションエア契約)を締結するケース】

＊ BEPS行動7最終報告書P15/パラ6を基に作成



【現行のOECDモデル租税条約における代理人PEの概要】

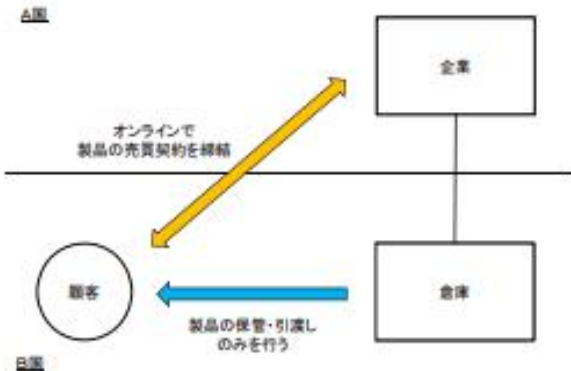
①企業(本人)の名で②契約を締結する者(③代理人業を通常業務とする者(独立代理人)を除く)

1. 企業がB国に代理人を置いて、代理人が企業(本人)の名において企業の製品の販売契約を締結すると、企業がB国に代理人PEを有することとなる。
2. これに対し、企業がB国の受託者と販売委託契約(コミッションエア契約)を締結し、受託者が受託者の名において企業(委託者)の製品の販売契約を締結すると、代理人PEの要件(上記①)に該当しないため、企業はB国にPEを有しないこととなる。

⇒【対策】 契約類型基準(企業の物品の販売等に関する契約)によって代理人PEを認定。

【例②：製品の保管・引渡し業務のみを行う場所を設けるケース】

＊ BEPS行動7最終報告書P31/パラ22を基に作成



【現行のOECDモデル租税条約におけるPEの例外の概要】

商品の保管・展示・引渡しや、購入のみを行う場所等はPEに当たらない

1. 企業がB国に支店を設けて製品を販売すると、B国にPEを有することとなる。
2. これに対し、相当数の従業員が勤務する、製品の保管・引渡しのみを行うための巨大倉庫を保有すると、この倉庫を通じて行われる製品の保管・引渡しの活動が、企業の製品販売事業の本質的な部分を構成し、準備的・補助的活動に該当しないとしても、倉庫では製品の保管・引渡しの活動のみしか行われないため、PE認定の例外に該当し、企業はB国にPEを有しないこととなる。

⇒【対策】 いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合はPE認定の例外としない。

1-3. OECDモデル租税条約におけるPE関連規定の改正（2017年）

- 前頁の勧告を踏まえて、OECDモデル条約における「代理人PE」及び「PEの例外」等の関連規定を改正。

「代理人PE」関係
(OECDモデル条約第5条5及び6)

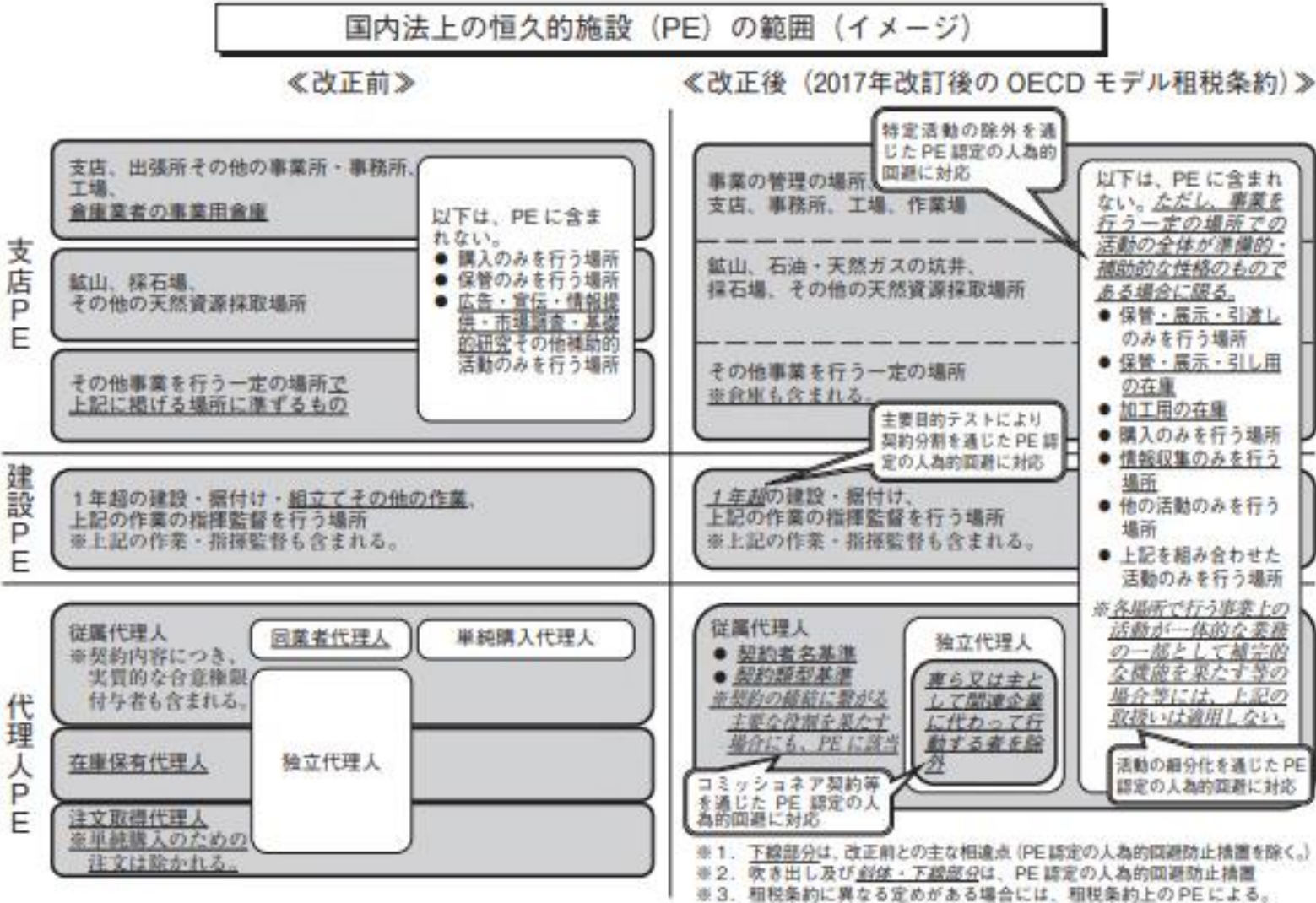
現行の代理人PEの要件	改正後の代理人PEの要件
企業のために相手国内で行動する者は、以下の要件を満たす場合に代理人PEとされる。	企業のために相手国内で行動する者は、以下の要件を満たす場合に代理人PEとされる。
1 企業の名において締結される契約であること。	1 次のいずれかの契約であること ①企業の名において締結される契約であること(契約者名基準) ②企業の物品の販売に関する契約であること(契約類型基準) ③企業による役務提供に関する契約であること(契約類型基準)
2 代理人が契約を締結すること。	2 次のいずれかの行為を行うこと ①代理人が契約を締結すること ②代理人が契約の締結に繋がる主要な役割を担うこと
3 ただし、代理人業を通常業務として行う者(独立代理人)は、代理人PEとされない。	3 ただし、代理人業を通常業務として行う者(独立代理人)は、代理人PEとされない(ただし、専ら関連企業のためにのみ代理人業を行う者を除く。)

「PEの例外」関係
(OECDモデル条約第5条4)

現行の規定	改正後の規定
4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。 (a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用 (b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有 (c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有 (d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、一定の場所を保有 (f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。ただし、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。	4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。 <u>ただし、その(a)から(e)の活動(f)の場合には、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。</u> (a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用 (b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有 (c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有 (d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有 (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、一定の場所を保有 (f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。 【上記改正の代替案】 ➢ 現行の規定の(a)～(d)は準備的・補助的活動であるか否かを問わずPE認定の例外とすることを明確化。ただし、(a)～(d)に含まれる活動の一部(例えば物品等の引渡し)を準備的・補助的活動である場合にのみPE認定の例外とすることも可。

1-4. 国内法上のPEの範囲の見直し（平成30年度税制改正）

- 前頁までのPEを巡る国内外の状況に鑑み、平成30年度税制改正では、PE認定を人為的に回避することによる租税回避に対応する等のため、国内法上のPEの範囲を国際的なスタンダードに合わせるものとされた。併せて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係も明確化された。



1-5. 移転価格同時文書化制度の導入（平成28年度税制改正）

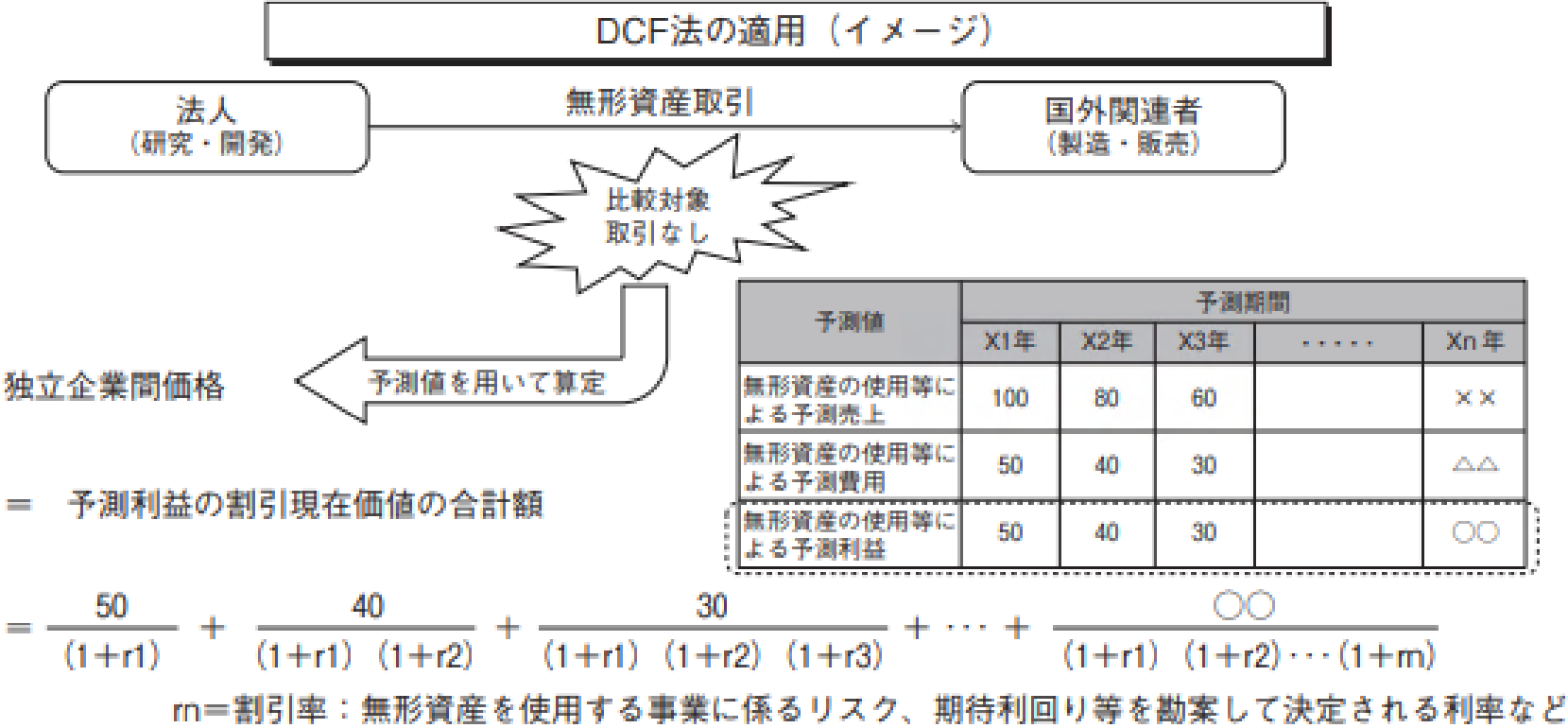
- 平成28年度税制改正において、移転価格文書化制度が整備された。

移転価格税制に係る文書化制度の整備の概要

	独立企業間価格を算定するために必要な書類（ローカルファイル）【改正】	国別報告事項【新規】	事業概況報告事項（マスターファイル）【新規】
目的・文書化すべき内容	・個々の関連者間取引に関する詳細な情報を提供 ・特定の取引に関する財務情報、比較可能性分析、最適な移転価格算定手法の選定及び適用に関する情報を記載	・ハイレベルな移転価格リスク評価に有用な情報を提供 ・多国難企業グループの事業が行われる国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等に関する情報を記載	・税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、グループ全体の「青写真」を提供 ・多国難企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等に関する情報を記載
作成義務・作成期間	【改正前】 なし 【改正後】 確定申告書の提出期限までの作成義務	— (提供義務・提供期間でカバー)	— (提供義務・提供期間でカバー)
当局への提出の態様・提出期間	当局の要請に基づき提出（45日以内の当局が指定する日）。※ローカルファイル以外の関連事項等については、60日以内の当局が指定する日）	【最終親会社等が内国法人の場合】 ・最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供 【最終親会社等が外国法人の場合】 ・原則として提供義務なし（情報交換により入手） ・（限定的な場面で）子会社等に提供義務を課す	最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供
提出義務者	調査対象法人	・内国法人である最終親会社等 ・（限定的な場面で）外国法人である最終親会社等の在日子会社（又は在日PEを有する外国法人）	グループの内国法人（又は在日PEを有する外国法人）
適用除外	【改正前】 除外基準なし 【改正後】 一定の少額取引（前期の取引合計額50億円未満、かつ、無形資産取引合計額3億円未満。※個々の国外関連者毎に判定）	連結グループ収入1,000億円未満	連結グループ収入1,000億円未満
文書の保存義務・保存年数・保存場所	【改正前】 規定なし 【改正後】 原則として7年間/国内保存	—	—
文書化の実効性の担保策	【改正前】 当局の要請後遅滞なく文書提出がない場合の推定課税等 【改正後】 当局の要請後一定の範囲内の当該職員の指定する日までに文書提出がない場合の推定課税等	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
使用言語	特段指定なし	英語	日本語又は英語
提出方法	紙（電磁的記録を含む）	電子データ（e-Tax）	電子データ（e-Tax）
適用時期	H29.4.1以後開始する事業年度分	H28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分	H28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分

1-6. 評価困難な無形資産への対応（令和元年度税制改正）

- 令和元年度改正では、OECD移転価格ガイドラインの内容に沿ったディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を我が国の移転価格税制における価格算定方法の一つとして追加することとされた。また、評価困難な無形資産（Hard-to-value intangibles：HTVI）に関する納税者と税務当局の情報の非対照性に対応するため、OECD移転価格ガイドラインで認められていた「HTVIアプローチ」に相当する制度を当局の処分権限として導入することとした。



2. 米国で議論されたDBCFTの概要

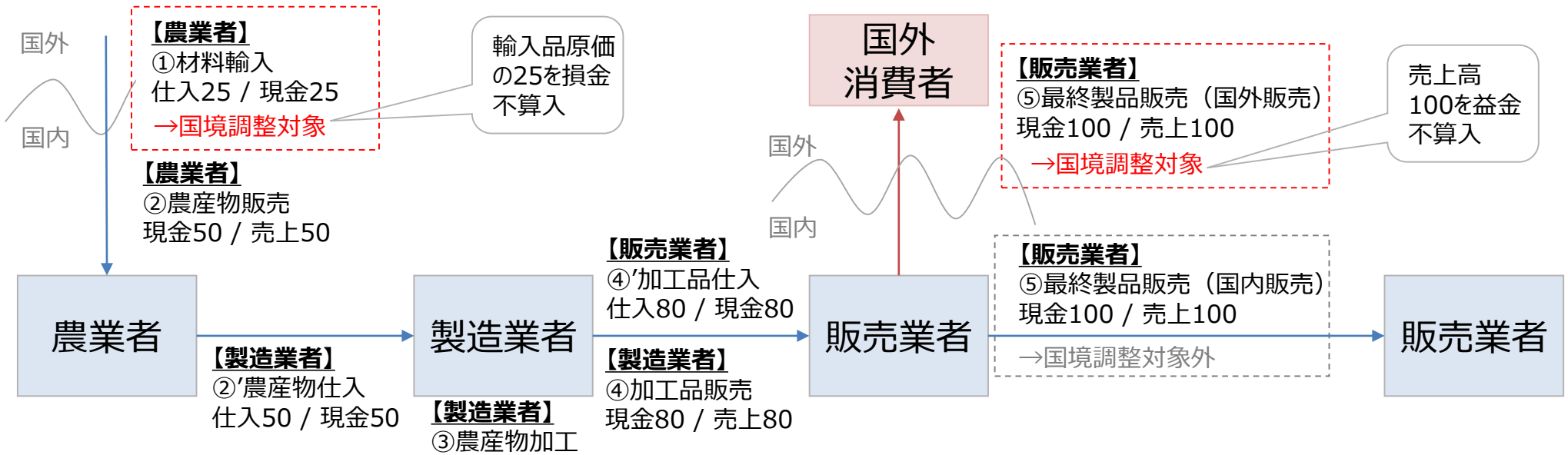
- DBCFTとは、仕向地主義キャッシュフロー税（Destination Based Cash Flow Tax）の頭文字であり、下記を主眼においた税制である。
 - ① 米国が課税を行う範囲について、現行の経済活動が行われた場所という考え方から仕向地（消費地）に変更すること（Destination Based）。
具体的には、米国の課税を行う範囲を、国外への売上の全額益金不算入及び国外からの仕入の全額損金不算入により、米国国内の消費に限定するもの。
 - ② 法人税の課税ベースについて、現行の所得を基準としたものからキャッシュフローベースに変更すること（Cash Flow Tax）。
具体的には、減価償却等の廃止、投資の即時償却及び借入金に係る支払利息の損金不算入とすることにより、キャッシュフローベースに変更するもの。
- 仕向地主義にすることの意義については、一般に、企業の投資意思決定に対して、企業に税率の低い国で生産するというインセンティブを与えない点において合理的であるとされている。
- また、キャッシュフロー税の利点としては、一般に、法人所得課税と異なり、正常収益（リスクフリーリターン）に課税を行わない制度であるため、資本形成に影響を及ぼさず、経済成長志向である点が挙げられる。

（出所）平成28年度経産省委託事業報告書「国際租税制度に係る多国籍企業対応・影響等調査」を基に経産省作成

(参考) 仕向地基準課税のイメージ

- 仕向地基準課税における国境税調整の取引イメージは以下の通り。

【設例】農業者が25の仕入により収穫した農産物を50で製造業者に販売し、製造業者が80で販売業者に販売し、販売業者が、国内及び国外の消費者に100で販売する取引を考える。



付加価値税と国境税調整（計算例）

事業者	売上	仕入れ	所得型 VAT 課税ベース	国境税調整	純課税ベース
農業者	50	- 25	= 25	+25	= 50
製造業者	80	- 50	= 30	0	= 30
販売業者：					
国内販売	100	-80	= 20	0	= 20
輸出	100	-80	= 20	-100	= -80

(参考) キャッシュフロー課税のイメージ

- 課税ベースをキャッシュフロー化し、有形固定資産の即時費用化した場合と、減価償却をした場合の影響の違いは以下の通り。法人税額の割引現在価値分の影響により税引後のキャッシュフローの割引現在価値が減価償却の場合と比べて増加する。

キャッシュ・フロー／利益／所得の計算例

		①初年度全額償却	②定額法(3年)による償却
1期目	キャッシュ・フロー(1)	400	400
	減価償却費	600	200
	課税所得	400	800
	法人税額	160	320
	税引後利益	240	480
	税引後CF(1)	240	80
2期目	キャッシュ・フロー(2)	1,000	1,000
	減価償却費	0	200
	課税所得	1,000	800
	法人税額	400	320
	税引後利益	600	480
	税引後CF(2)	600	680
3期目	キャッシュ・フロー(3)	1,000	1,000
	減価償却費	0	200
	課税所得	1,000	800
	法人税額	400	320
	税引後利益	600	480
	税引後CF(3)	600	680
税引後利益合計		1,440	1,440
法人税額の割引現在価値		904	915
税引後CFの割引現在価値		1,356	1,344

- 【設例】**以下の条件を想定。
- 1期目、2期目、3期目ともに1,000のキャッシュインがあるものとする。
 - 1期目に、600の有形固定資産を取得し、600のキャッシュアウトがあったとする。
 - 2期目、3期目は、法人税の支払以外のキャッシュアウトはないものとする。
 - 法人税率を40%とする。
 - 利子率は5%とする。
 - ①は初年度に全額償却（即時費用化）した場合を、②は3年間で定額償却した場合を想定する。

(参考) 米国DBCFTに対する有識者意見 (例)

- 米国DBCFTそのものは給与の損金算入を認めていることから、それそのものを付加価値税ということとはできないが、個人段階で賃金課税を行うことから、米国はマクロレベルでは消費課税への転換を志向しているといえることができる。
- 米国DBCFTは、WTOの観点からは、輸出補助金に該当すると考えられるのではないかとEUは米国に対して輸出補助金という議論を行うと予想される。
- 法人税は所得税の一種であり、所得税は経済活動が行われる場所で課税するという国際的な合意がある以上、法人税で消費課税を実現しようとする米国DBCFTの導入が強行された場合、世界中に混乱が生じることが予想される。米国DBCFTを認める場合には現行の国際的な合意を見直すこととなり、米国DBCFTが認められず、米国がWTOから離脱する場合にはWTO体制そのものが混乱する。
- 仮に米国DBCFTにおいて、キャッシュフロー税が徹底されるのであれば、連邦法人税は、「所得に対する二重課税を排除するための」租税条約の対象税目となり得るのかという疑問も生じる。仮に対象税目とする場合においても、具体的な条項の適用がどうなるのか、検討する必要がある。

(出所) 平成28年度経産省委託事業報告書「国際租税制度に係る多国籍企業対応・影響等調査」より該当部分抜粋

(参考) 米国DBCFTの議論を踏まえたわが国における国際租税制度のあるべき姿に関する有識者意見 (例)

● 国際租税制度の潮流の変化

- 米国DBCFTは米国が法人税そのものを所得課税から消費課税に転換しようとしている点で、一線を画すものである。
- 10年後において、多くの国の租税制度が、実質的にデスティネーション型になっていることもありうる。なお、現時点でも法人税負担が著しく低下し、各国税制の中心が付加価値税となっているという実態からは既に仕向地課税になっているという考え方もある。

● 消費ベースの租税の長所と短所

- 消費課税は、所得課税と異なり、企業の投資行動に対して中立的な租税の考え方である。所得課税は、投資に課税するという観点において、資本を多く持っている者からより多く再分配を行うという価値判断が内在されている点に留意すべきである。
- 一方で、消費課税は、マクロの観点からは、賃金及び利子・配当から、投資を減じたものを課税ベースとするため、投資を行う者に対する優遇と採られうる。また、ミクロの観点にたった場合、投資を行うことができる者は利子・配当を多く受け取る者と同一視されるため、消費課税は再分配の観点から疑問を持たれることがある。

● わが国において法人税でDBCFTに類似した消費ベースの租税を実現すべきかどうか

- 法人税でDBCFTに類似した消費ベースの租税を実現する場合、マクロな視点で見た場合、現行の消費税と課税ベースが同一になる点には留意する必要がある。
- 本邦の法人税制は、会社法の考え方を前提に、法人は株主の集合体という建前で制度設計を行っているが、法人税でDBCFTに類似した消費ベースの租税を実現することは、この前提をひっくり返すこととなる。そのため、本邦の法人税制を根底から見直すことにつながることに留意する必要がある。
- 米国でDBCFTの議論が行われている背景として、米国は輸入超過の国であり、DBCFTの導入によって税収が増えるという点に留意する必要がある。
- DBCFTは市場規模の大きい米国、中国、インド等において受け入れる素地があると考えられる一方、国内市場の縮小が予想される日本にとっては、厳しい流れといえる。

参考資料 2

(議題②の関係)

※国際的議論に関する参考資料は、2020年10月にOECDが公表したBlueprintまでの内容に基づくものであり、現在も国際議論中であることに要留意。

(参考) 第2の柱の主要なルール (IIRとUTPRルール)

- 全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担 (※) をすることを確保するため、以下のルール等を導入。これらのルールを合わせてGloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールという。
※なお、全ての所得ではなく、外国子会社の「超過利益」に対して最低限の税負担を課することが検討されている。

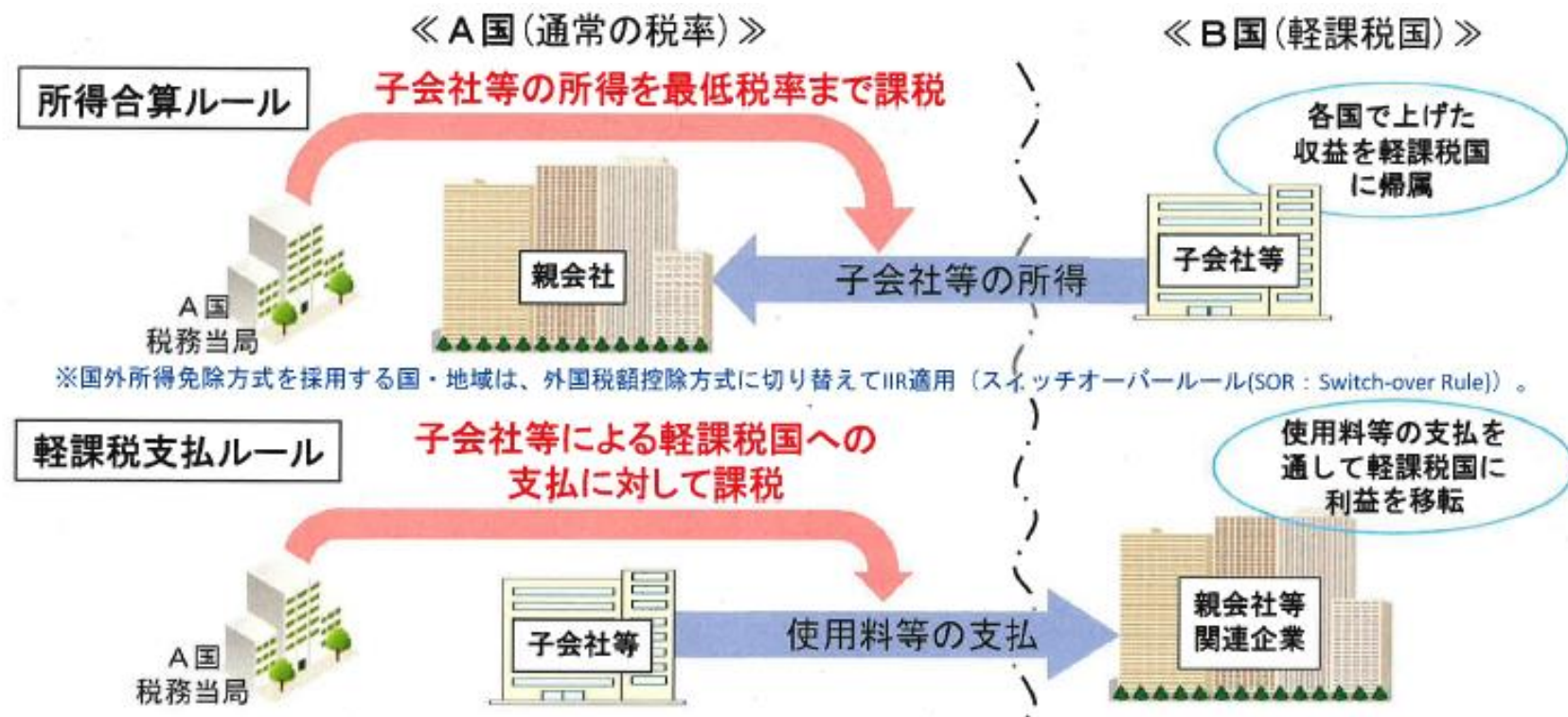
(1) 所得合算ルール (IIR : Income Inclusion Rule)

軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社等の国で課税

(2) 軽課税支払ルール (UTPR : Undertaxed Payment Rule)

軽課税国への支払を行っている子会社等に対し、支払会社の国で課税

※IIRを優先適用することとし、UTPRはIIRを補完する仕組み (バックストップ) として検討されている。



(参考) カーブアウト (適用除外) の趣旨及び概要について

- Blueprintにおいて、Globeルールから、所在地国における能動的な事業活動から生じる固定リターンを除外する観点から、定式的なカーブアウトを検討。固定リターンを除外することで、GlobeルールをBEPSリスクの高い無形資産所得のような「超過利益」に焦点を当てるとの記載。
- また、給与及び有形資産の費用に基づくカーブアウトを設けることで、Globeで対象とすべきではない低収益ビジネスを除外することに繋がるとされている。

(参考) カーブアウトの議論内容

- 課税ベースから除外される一定の所得は、給与等と有形資産の減価償却費等のそれぞれに一定割合を乗じて定式的に計算

給与 (Payroll component)

- **適格従業員 (※1) の適格給与コスト (※2) の〔X%〕**

(※1) 適格従業員は、パートタイムを含む多国籍企業グループの全従業員。多国籍企業グループの通常の事業活動に参加する独立の請負業者も含む。

(※2) 適格給与コストは、適格従業員に対して直接かつ個別の個人的便益をもたらすか否かで判断し、給与、賃金その他、医療保険、年金基金等の支払、ボーナス、株式ベース報酬等が含まれる。

有形資産 (Tangible asset component)

- **有形資産の減価償却費 (※3) の〔X%〕、土地のみなし償却費 (※4) の〔X%〕、天然資源の減耗償却費の〔X%〕、賃借人の有権資産使用权の償却費の〔X%〕の合計額**

(※3) 減価償却費は、課税ベース計算で使用する財務諸表上の計算ルールに基づき計算。

(※4) 土地のみなし減価償却費は、のみなし耐用年数をX年とし、定額法で計算。

(※5) 公正価値評価や関連者間での資産売却に伴う減価償却費の増加額、自家建設資産の帳簿価額に含まれる人件費、減価償却費は計算から除外

（参考）第2の柱（IIR）とCFC税制の制度概要の比較（イメージ）

	第2の柱(IIR)	日本のCFC
目的	（超過利益移転防止） 残されたB E P S課題への対処 税の底辺への競争防止	（租税回避防止） 外国子会社を利用した日本の税負担の軽減の防止
IIR：最低税率 CFC税制：適用免除基準	未定	20%又は30%（ペーパーカンパニー等）
租税負担割合の 計算単位	国・地域別	事業体別
合算単位	構成事業体単位	事業体単位 個別の取引で計算
課税対象	最低税率以下で課税されている所得	受動的所得又はCFC全体の所得
経済実態の考慮	所在地国における能動的な事業活動から 生じる固定リターンを除外し、「超過利益」を 補足する観点から、カーブアウトを検討	経済活動基準で考慮

(参考) BEPS行動3 (2015年10月) の概要

- BEPS行動3 (効果的なCFCルール of 構築) の概要は以下の通り。

趣旨・目的	税務上の理由から軽課税国に子会社が設立されることがあるが、現状、CFCルールを有しない国があること、また、有する国も必ずしもBEPSに包括的に対処できる制度になっていない国もある。行動3の目的は、税源浸食と利益移転に対処するための効果的なCFCルールを構築するための提言を策定することである。
報告書の概要	- CFCルールの全ての構成要素を検討するとともに、効果的なCFCルール構築のために必要な6つのビルディング・ブロック (①CFCの定義、②CFC除外および閾値要件、③所得の定義、④所得の計算、⑤所得の帰属、⑥二重課税の防止および除去) を提示。 - これらのビルディング・ブロックは、CFCルールがない国では、提示されたルールをそのまま導入することが可能となり、既存のCFCルールがある国では提示に沿った形で自国のルールを改正するためのものとなる。 - 最終報告書は、CFCルールのミニマムスタンダードを示すものではなく、各国が異なる政策目的と国際的な法的義務に沿った形でBEPSに対処するためのCFCルールの設計についての柔軟性を提供。

(参考) ビルディング・ブロックのうち「③所得の定義」に関する概要

- BEPSの懸念を生じさせる所得を支配株主に正確に帰属させるための所得の定義を明確に規定すべき。
- 各国・地域が国内の政策枠組みと整合性のあるCFCルールを確実に策定できるよう柔軟性を認める。
- 各国・地域は直面するBEPSリスクの程度によりCFC所得の定義を、下記より選択する事を含めて自由に選択できる。

カテゴリー分析

- 法的形式等に基づいて分類された所得
例 (法的形式による分類) : 配当、利子、保険所得、販売・サービス、使用料・その他のIP所得

実質分析

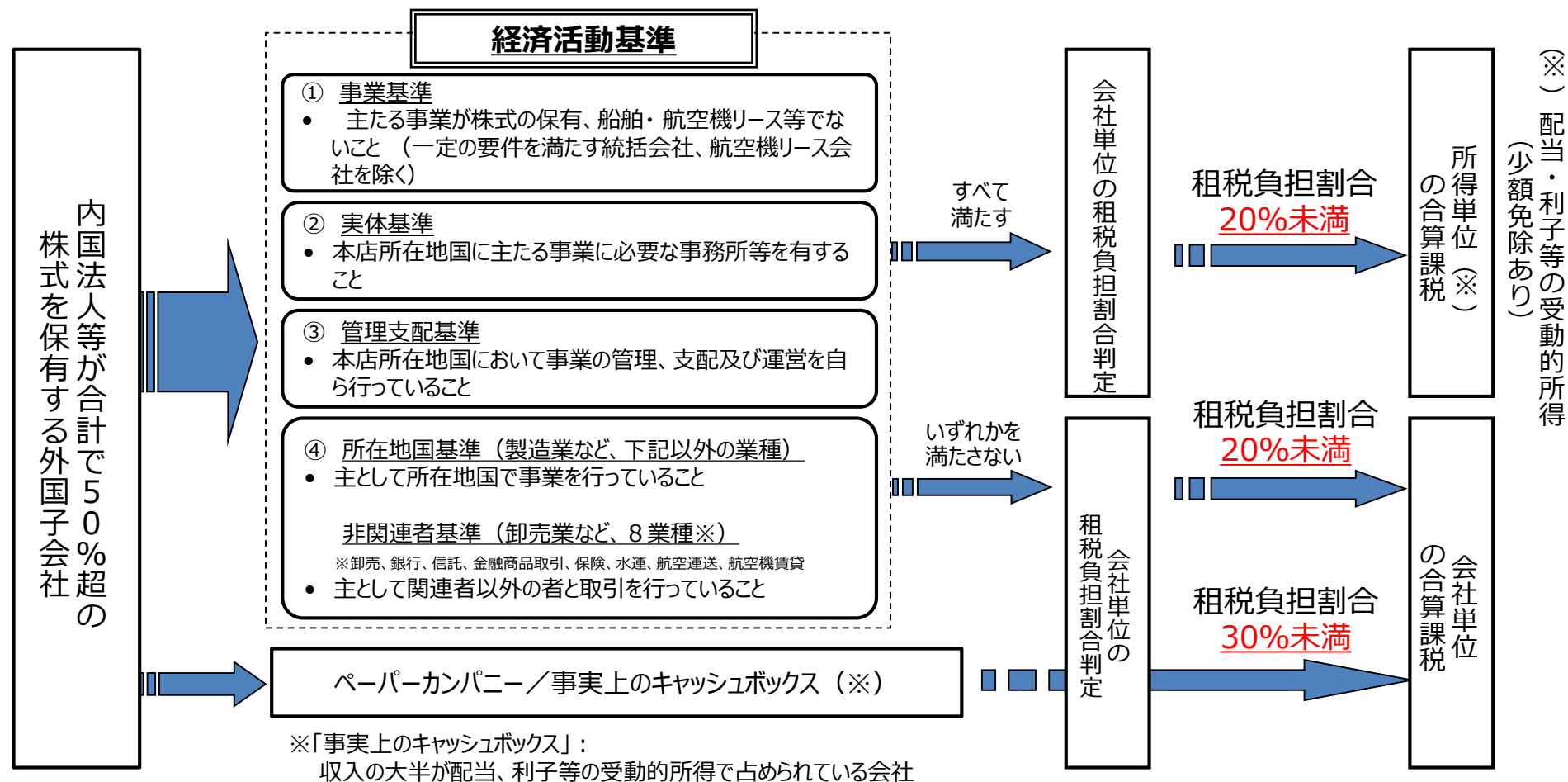
- 実質的な経済活動を伴わなかった所得 (カテゴリーアプローチとの複合適用が一般的)
例 : 所得の取得に実際に必要となった事業施設やスキルのある従業員の有無により判定

超過利得分析

- 軽課税国にある外国子会社の所得のうち、通常所得を超える部分 (超過利潤)
例 : IP所得、一定の関連者間取引

(参考) 現行のCFC税制の概要

- CFC税制（外国子会社合算税制）とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社の所得とみなして課税する制度。



(参考) CFC税制の各国比較 (1 / 2)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
概要	▶ 外国関係会社を原則として次の3つに分類し、その分類に応じて計算した所得のうち持分割合に応じた部分を、内国法人の所得に合算 ① 特定外国関係会社 ② 対象外国関係会社 ③ 部分対象外国関係会社 ▶ ①と②は所得の全部を、③は特定の所得を合算	▶ 外国支配会社が稼得する特定の所得(サブパートF所得)を、米国株主の持分割合に応じ、所得に合算 ▶ 特定の所得とは、保険所得、外国ベース法人所得等	▶ 外国子会社等の一定の所得を、英国居住者の持分割合に応じ、所得に合算 ▶ 所得合算に当たっては、初期的なテストによってCFCを5つの類型のいずれに該当するかを確認し(複数該当する場合もある)、該当する場合には、その類型ごとの所得を計算(CFC課税ゲートウェイ)	▶ 中間会社の一定の所得を、ドイツ居住者の持分割合に応じ、所得に合算 ▶ 一定の所得とは、能動的所得以外の所得であって、低課税となっているもの	▶ 被支配会社等の所得の全部を、フランス法人の持分割合に応じ、所得に合算	▶ 外国支配関係会社の一定の所得(FAPI)を、カナダ株主の持分割合に応じ、所得に合算 ▶ 一定の所得とは、財産からの所得、能動的事業活動以外の所得、非適格事業からの所得、一部を除く財産の売買から生じるキャピタルゲイン
趣旨	▶ 外国子会社を利用する多国籍企業に対する課税の適正化等	▶ 外国子会社を利用した課税繰延への対処	▶ 低税率国に所在する外国子会社又は外国支店を利用した租税回避の防止	▶ 低税率国に所在する中間会社を利用した租税回避の防止	▶ 低税率国に所在する外国子会社や外国支店に所得を移転し還流するという資本参加免税の濫用防止	▶ 低税率国に所在する外国支配関係会社を利用した受動的所得の租税回避の防止
発動に関する要件	▶ 内国法人が外国関係会社の持分を10%以上保有していること ▶ 外国関係会社とは、居住者等株主等が50%を超える外国法人	▶ 米国株主が持分を10%以上保有していること、かつ、その他の持分を10%以上保有している米国株主との持分合計が50%を超過していること	▶ 英国居住者が外国子会社等を支配していること	▶ 複数の居住者により持分の50%超が保有されていること、かつ、合算対象となる一定の所得を有していること、かつ、一定の所得に対する税負担率が25%未満であること	▶ フランス法人が被支配会社等の持分を50%以上保有していること、かつ、一定の被支配会社等の所得に対する現地の課税がフランスでの課税に比べて40%以上低くなっていること	▶ 4者以下のカナダ居住者によって支配されていること

(参考) CFC税制の各国比較 (2 / 2)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
免除に関する要件	▶ 外国関係会社の分類に応じて外国関係会社が要件に該当する場合、外国関係会社の所得は合算されない ▶ ①は税負担率が30% ▶ ②は税負担率が20% ▶ ③は税負担率が20%、合算の対象となる所得の金額が2,000万円以下、合算の対象となる所得の金額がその会社の所得の5%以下	n/a	▶ 一定の外国子会社等が、一定の要件のいずれかを満たす場合、その法人の所得の全ては合算対象から除かれる ▶ 一定の要件とは、適用除外期間に該当すること、適用除外地域に所在すること、利益が少額であること、利益率が低いこと、税負担率が高いこと	▶ 中間会社がEU加盟国又はEEA協定国に所在する法人である場合であって、その国で実際の経済活動を行っていることを証明できる場合は、中間会社の得る一定の所得は合算対象から除かれる ▶ また、中間会社の得る一定の所得が、総収入金額の10%を超えない場合、合算対象から除かれる。ただし、一定の所得が8万ユーロ以下の場合に限られる。	▶ 被支配会社等がEU加盟国に所在する場合であって、租税回避を唯一の目的としていないとき、その被支配会社等の所得は合算対象から除かれる ▶ 被支配会社等がEU域外に所在する場合であって、租税回避以外の目的で設立されたことの証拠を提出したとき、その被支配会社等の所得は合算対象から除かれる	n/a
源泉地国の課税との二重課税調整方法	▶ 合算時に外国税額控除を適用	▶ 合算時に外国税額控除を適用	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に、対応する外国税額が控除されるのと同様の結果となるように計算された控除額が、所得から控除される
法人間の二重課税調整方法	▶ 配当は、100%所得から免除する(孫会社まで) ▶ 株式譲渡益は、調整されない	▶ 合算された場合投資簿価が増額され、実際に配当を受けた場合投資簿価が減額される	n/a ▶ 配当免税及び株式譲渡損益免税によって対処されると考えられる	n/a ▶ 配当免税及び株式譲渡損益免税によって対処されると考えられる	n/a ▶ 配当免税及び株式譲渡損益免税によって対処されると考えられる	▶ 合算された場合投資簿価が増額され、実際に配当を受けた場合投資簿価が減額される

(参考) UTPR, BEAT, SHIELDの制度比較 (イメージ)

	UTPR (Undertaxed Payment Rule)	BEAT (Base Erosion Anti-Abuse Tax)	SHIELD (proposal) (Stopping Harmful Inversions and Ending Low- Tax Developments)
基本メカニズム	➢ 最終親会社所在地国がIIRを導入していない場合に適用。トップアップ税額を配賦されたUTPR納税者所在地国において、①損金算入を否認又は、②追加の租税債務を負担させる。	➢ BEAT基準額と通常税額の差分が、BEAT税額となる。BEAT基準額は、通常の課税所得に当期に使用した繰越欠損金及び国外関連者への損金算入支払を加算した額に10%を乗じた額。	➢ 軽課税国（最低税率はPillar2を参照して決定。Pillar2合意前に適用される場合は21%）に所在する関連者への損金算入支払があった場合、損金算入支払（非関連者への支払を含む）を否認する。
対象納税者	➢ 以下 2 つのルールに従い、トップアップ税額が配賦される多国籍企業のグループ法人 ① グループ内法人が、トップアップ税額が発生する軽課税国所在地の法人に直接損金算入支払を行う場合の当該グループ内法人 ② ネットのグループ内支払がある場合は、各グループ内支払をした法人	➢ 過年度 3 年平均の売上が 5 億ドル以上であり、税源浸食割合(※)が3%を超える者。なお、これらは50%超の支配関係で判定されるグループ単位で判定される。 ※税源浸食割合 = $\frac{\text{国外関連者への損金算入支払}}{\text{当期の損金算入支払の総額}}$	➢ 損金算入支払を否認される米国法人等
支出先の実効税率 算定時の所得	➢ 連結財務諸表作成時に使用される個社の財務情報に基づく税引後利益に、対象税額の足し戻しなど一定の調整を加えたもの。	➢ 実効税率は使用しない。代わりに上記の「税源浸食割合」を使用する。	➢ 連結財務諸表又は個別財務諸表における各構成員の所得
その他	➢ 国・地域別ブレンディング ➢ IIRが優先的に適用	—	➢ 連結売上 5 億ドルを超える場合に適用 ➢ 提案では、2022年12月31日以降にBEATとSHIELDが置き換わる予定

(出所) UTPRについては、Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar Two Blueprint 第7章を基に、
 BEATについては、平成30年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業）P105以下を基に、
 SHIELDについては、General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals Department of the Treasury May 2021 P12以降を基に、経産省作成

(参考) 2017年トランプ税制改革の一部概要

- 連邦法人税率を大幅に引き下げる（35%→21%）とともに、以下の仕組みをセットで導入。これにより、**高収益事業の米国外への流出を防止するとともに、米国内で経済活動を行う場合の国際競争力を確保。**

- ① **外国子会社が稼得した所得に対して、一定税率で米国親会社で合算課税**（全世界最低税率の導入。**GILTI税制**※）

※ **G**lobal **I**ntangible **L**ow-**T**axed **I**ncome なお、制度上は、無形資産に限定された合算課税制度ではない。

- ② **米国法人が国内で稼得した国外所得に対して、一定の所得控除**（実質的に特別の法人税率で課税。**FDII税制**※）

※ **F**oreign-**D**erived **I**ntangible **I**ncome なお、制度上、対象は無形資産に限定されていない。

- また、以下の仕組みを導入し、**米国企業と外国企業との競争水準の均衡（レベルプレイングフィールド）を確保。**

- ③ **米国法人から国外関連者への税源浸食的支払による損金算入額等の一定割合を追加課税**（**BEAT税制**※）

※ **B**ase **E**rosion and **A**nti-abuse **T**ax

